二　受入れ機関等の職員、公益法人の職員若しくは本邦に在留する外国人（家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は当該外国人の扶養を受ける日常的な活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者を扶養するものに限る。以下この号において「扶養者」という。）が経営している機関若しくは雇用されている機関（当該外国人が経営しようとする機関又は当該外国人を雇用しようとする機関を含む。）の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの又は前項第一号ロに掲げる者が、本邦にある外国人（扶養者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者に限る。）又はその法定代理人の依頼により当該者に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

［三・四　略］

［4・5　略］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［1～3　略］

4　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一　略］

二　第一項第七号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の職員であつて、前号イからハまでに掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。

［5～7　略］

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
［略］		
研修	法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	［一　略］ 二　帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書 ［三～六　略］
［略］		

二　受入れ機関等の職員、公益法人の職員若しくは本邦にある外国人が経営している機関若しくは雇用されている機関の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの又は前項第一号ロに掲げる者が、当該外国人の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者若しくは同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者又はその法定代理人の依頼により当該者に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

［三・四　同上］

［4・5　同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［1～3　同上］

4　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一　同上］

二　第一項第七号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、外国人を受け入れる機関又は受け入れようとする機関（監理団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）を含み、団体監理型実習実施者（同条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）その他これらに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関の職員であつて、前号イからハまでに掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。

［5～7　同上］

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
［同上］		
研修	法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	［一　同上］ 二　帰国後本邦において修得した技術、技能及び知識を要する業務に従事することを証する文書 ［三～六　同上］
［同上］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。